

県民主権タウンミーティング実施要領

1 目的

県民が主催する集会の場に知事が直接参加し、一緒に意見交換を行うことで、今後の地域づくりや県民との共創・協働を一層推進させることを目的とします。

2 基本方針

- (1) 主催者は、単に県政への要望を伝えるだけの場としてではなく、参加者、知事、県の職員等が、課題を共有し、意見交換できる企画・運営となるよう心がけてください。
- (2) 県は、前項の趣旨に沿うように、開催に向けて主催者を支援します。

3 開催の要件

- (1) 主催者は、県民で構成する3名以上のグループとします。
- (2) 会場は、県内に限ります。
- (3) 集会は、公開で開催されるものとします。
- (4) 概ね20人以上の意見交換参加者が見込まれるものとします。なお、意見交換参加者は主催者の判断で限定することができるものとします。
- (5) 知事の参加は、2時間以内とします。

4 対象としない集会

- (1) 特定の個人・団体の利益等につながるおそれがある集会
- (2) 政治・宗教の表現を目的とした集会
- (3) その他、知事が出席することが適当でないと判断される集会

5 実施の決定

- (1) 主催者は、原則として開催希望日の2ヶ月前までに、「県民主権タウンミーティング企画書（以下「企画書」という。）」を、同様式に示す添付書類を付して総務部広報県民課（以下「広報県民課」という。）あてに郵送、FAX若しくは電子メールにより提出してください。
- (2) 広報県民課は企画書を受け付けた後、日程、テーマ、会場等について主催者と協議を行い、実施の有無について決定の上、主催者へ通知します。

6 実施に係る事務の所掌

- (1) 実施決定後、主催者は、開催に向けた準備を行ってください。
- (2) 主催者は、意見交換に参加する者への周知及び当日の会場設営を行ってください。
- (3) 広報県民課は、プレスリリース等による広報を行い、集会で出された意見等に関係する部局へ伝達します。また、テーマに関連する部局に対し、当日の出席等について依頼します。

- (4) 集会の運営及び進行についての県と主催者の役割分担は、主催者と相談の上、決定します。

7 会場の選定及び経費の負担

- (1) 会場は、主催者と広報県民課が協議の上、決定します。
- (2) 会場費、会場で使用する機材、飲食物、文具、その他の物品等に係る費用等、会場の設営等に係る経費は、原則として主催者の負担とします。

8 集会の記録、発言内容、会議録等の公表

- (1) 会議録の作成及び公表は、原則として主催者の判断で行ってください。
- (2) 主催者は、県が広報のために、集会中に撮影した写真（動画を含む）を利用すること及び発言者の氏名を伏して発言内容を公表することについてあらかじめ了承し、参加者や傍聴人に周知してください。
- (3) 集会で出された意見等については、広報県民課から関係部局に伝え、今後の施策等への参考とするなど、その活用を図ります。

9 開催を中止する場合

- (1) 知事が緊急に対応すべき用務が生じた場合
- (2) 準備、運営等について、主催者と広報県民課の協議が整わない場合
- (3) 第3項の対象としない集会に該当することが判明した場合
- (4) 上記のほか、広報県民課長が開催が困難と判断した場合

10 その他

- (1) 日程等の調整の結果、知事が出席できない場合でも、主催者の希望があれば、「県政出前講座」として実施できる場合があります。
- (2) この要領に定めるもののほか、県民主権タウンミーティングの実施に関し必要な事項は、広報県民課において別に定めます。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行します。

附 則

この要領は、平成 24 年 8 月 6 日から施行します。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行します。